
新安保法制と国際法上の集団的自衛権

森 肇志
Mori Tadashi

はじめに

いわゆる「新安保法制」が、2015年9月19日未明に参議院本会議で可決・成立し、10月1日に公布された。

集団的自衛権について日本政府は、長期にわたって、日本が「国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、〔憲法第9条が課す制約により〕集団的自衛権を行使することは、憲法上許されない⁽¹⁾」との見解を示してきた。これに対して2014年7月1日の閣議決定⁽²⁾において、「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、②我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、③これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、④これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、⑤必要最小限度の実力を行使することは、⑥従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、⑦憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」との見解を示した⁽³⁾。ここには集団的自衛権という語は出てこないが、直後に、「憲法上許容される上記の『武力の行使』は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある」と指摘されている。またこのうち①②③④⑤が「自衛の措置としての武力の行使の新3要件」⁽⁴⁾と呼ばれる。

こうした憲法解釈の変更を受けて2015年5月に国会に提出された新安保法制案のうち集団的自衛権の行使に関する部分については、それが憲法上許されるのかという論点に議論が集中した。この問題の重要性は言うまでもないが、国家による集団的自衛権の行使は、憲法をはじめとする国内法上の制約のなかで行なわれなければならないと同時に、国際法上の制約のなかで行なわれなければならない⁽⁵⁾。本稿では、集団的自衛権の行使に関する国際法上の制約を明らかにしたうえで（第1節）、そうした制約が新安保法制およびその審議においてどのように認識され規定されたかを、整理・検討することとしたい（第2節）。

1 国際法上の集団的自衛権とその国際法上の制約

国際法上の集団的自衛権⁽⁶⁾は、国際連合憲章第51条に規定されており⁽⁷⁾、日本も国連加盟国としてそれに拘束されている。同条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措

置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。……」と規定する。

また集団的自衛権は国連憲章という条約を離れた国際慣習法上の権利としても認められており⁽⁸⁾、国連憲章上の集団的自衛権の要件を理解するうえでも慣習法上のそれにも依拠する必要があるとされる⁽⁹⁾。

(1) 武力攻撃の発生、宣言および援助要請要件

国連憲章第51条の規定から読み取れるように、集団的自衛権を行使するための発動要件の第1は「武力攻撃の発生」である⁽¹⁰⁾。

国際司法裁判所 (ICJ) はニカラグア事件判決において、これに加えて「攻撃の犠牲国による〔援助〕要請の要件は、その国が、自国が攻撃されたと宣言すべきであったとする要件に追加される」⁽¹¹⁾と述べて、第三国によって集団的自衛権が行使されるためには、武力攻撃の犠牲国 (被攻撃国) が自ら攻撃されたと宣言し (以下、宣言要件)、当該第三国に対して援助を要請すること (以下、援助要請要件) が必要だと判示した⁽¹²⁾。

もっとも、このうち宣言要件が独立の要件として常に求められるのかについては留保が必要であろう⁽¹³⁾。ニカラグア事件は反政府活動およびそれに対する支援を背景としていたために武力攻撃の発生の認定に困難があり、その発生を被攻撃国以外の第三国が恣意的に判断することは許されないことを強調する必要があったのに対し、武力攻撃の発生自体が客観的に明確である場合には被攻撃国による宣言は不可欠ではないとも解される⁽¹⁴⁾。そうであるとすれば、被攻撃国による武力攻撃の発生の宣言は独立の要件ではなく、その発生を認定するための補助的な要件と考えられよう⁽¹⁵⁾。

他方で、援助要請が集団的自衛権を行使するための要件と位置づけられることは、その法的性質をどのように理解すべきかという点にかかわる⁽¹⁶⁾。

集団的自衛権の法的性質に関しては、従来、個別的自衛権の共同行使と捉える「個別的自衛権共同行使説」、その本質が他国の防衛にあるとする「他国防衛説」、その本質を武力攻撃がその安全と独立が自国の安全と独立にとって死活的とみなす国に対して行なわれた場合に当該武力攻撃を行なった国に対して反撃する権利と理解する「死活的利益防衛説」とに整理されてきた⁽¹⁷⁾。

しかし、これらはいずれも武力攻撃の犠牲国による援助要請要件を適切に位置づけることができない。個別的自衛権共同行使説および死活的利益防衛説は、いずれも集団的自衛権を、それを行使する国自身の法益を保護するためのものと位置づけるものであり⁽¹⁸⁾、その発動を被攻撃国による援助要請に依存させる根拠を欠く。また他国防衛説とされる学説にはヴァリエーションがあり、一方では武力攻撃の犠牲国が個別的自衛権を有していれば第三国はその国のために集団的自衛権を行使できるとされ⁽¹⁹⁾、他方では集団的自衛権は平和および安全に関する一般的利益を保護法益とするものと指摘されるが⁽²⁰⁾、いずれの見解においても被攻撃国による援助要請は要件とはされないのである。

これに対し、被攻撃国による援助要請が集団的自衛権の不可欠の要件であるとするならば⁽²¹⁾、

集団的自衛権は、武力行使が一般に禁止されるなかで、一国に対して武力攻撃がなされた場合に、当該犠牲国の要請に基づき、それを援助するために第三国が武力を行使することを正当化する法的根拠と理解すべきであり、「他国の個別的自衛権行使の援助」と理解されることとなろう⁽²²⁾。

(2) 必要性および均衡性要件

集団的自衛権を行使するに当たっては、必要性および均衡性要件も満たさなければならない。これらに関する言及を国連憲章第51条に見出すことはできないが、ICJはニカラグア事件においてこの点を明確にし⁽²³⁾、このことはその後の判決および勧告的意見でも一貫して継承されている⁽²⁴⁾。

必要性要件および均衡性要件の意味につき、ICJによってとりわけオイル・プラットフォーム事件において明確に示されたのは、発動要件としての武力攻撃が存在する場合に、自衛としてとられる措置が当該武力攻撃に対する対応として具体的に必要であり、かつ当該武力攻撃に対して均衡のとれたものであることが要求されるというものである⁽²⁵⁾。

個別的自衛権の行使という文脈で示されたこの見解を、先に触れた集団的自衛権の法的性質に関してニカラグア事件で示された立場、すなわち集団的自衛権の行使は武力攻撃の犠牲国の援助であるという立場から捉え直すならば、必要性および均衡性も、被攻撃国が受けた武力攻撃との関係で評価されるべきということになろう。実際、同事件においてこの2つの要件についても検討がなされたが、いずれも犠牲国が受けたとされる武力攻撃との関係で評価されたのである⁽²⁶⁾。

(3) 安保理への報告義務および「安保理が必要な措置をとるまでの間」

これらに加えて、憲章第51条に規定されるように国連安全保障理事会（以下、安保理）への報告義務がある⁽²⁷⁾。さらに、集団的自衛権の行使が認められるのは、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に限られる。

いかなる措置をとれば安保理が「必要な措置」をとったことになるのかについては見解が分かれる⁽²⁸⁾。安保理が一定の措置をとったとしても即座に状況が改善されるとは限らず、にもかかわらず自衛権の行使をとりやめなければならないかが問題となるからである。自衛権に基づく措置の終了あるいは制限を命じる安保理の意思が決議から明確であれば、国連憲章第25条に従いそれに拘束されることとなるが、その場合を除いては自衛権を行使し続けることが許されると解されよう⁽²⁹⁾。

2 新安保法制における集団的自衛権に対する国際法上の制約の位置づけ

以上論じてきたように、集団的自衛権の行使に関する国際法上の制約として、武力攻撃の発生要件、援助要請要件、必要性および均衡性要件、安保理への報告義務があり、さらにその行使は安保理が必要な措置をとるまでの間に限られることが挙げられる。また、新安保法制は、10本の既存の法律をまとめて改正した「平和安全法制整備法」と新法たる「国際平和支援法」とからなる。このうち集団的自衛権との関係で重要なのは前者であり、なかでも「自衛隊法」および「武力攻撃事態対処法」⁽³⁰⁾の改正である。以下では新安保法制において

こうした国際法上の制約についてどのような位置づけが与えられたかを検討する。

(1) 武力攻撃の発生要件および安保理への報告義務

武力攻撃の発生要件について自衛隊法第76条1項は、従来より、「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態」等、すなわち個別的自衛権の行使にかかわる自衛隊の防衛出動について規定していたが、改正により、それと並んで、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（存立危機事態）における防衛出動についても規定された。後者が集団的自衛権の行使にかかわり、閣議決定の②③を反映する。また改正武力攻撃事態対処法においても、存立危機事態の定義が挿入された（改正第2条第4号）。

安保理への報告義務については、現行武力攻撃事態対処法第18条において個別的自衛権を行使する場合の安保理への報告義務が規定されており、改正同法同条において、存立危機事態をもたらす武力攻撃（存立危機事態武力攻撃）の排除、すなわち集団的自衛権の行使の場合も同様に報告義務の対象とされた。

これらは国際法上の制約が法文に明記されたものである。

(2) 必要性および均衡性要件

集団的自衛権の行使にあたって必要性および均衡性要件が国際法上求められることについては、新安保法制案の審議において政府により明確に認められている⁽³¹⁾。さらに、この点につき、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険をつくり出している我が国と緊密な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、そして、我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度を意味するもの」⁽³²⁾とされ、それが一方で「他国に対する武力攻撃を排除する……ための必要最小限度」であり、他方で「我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度」であるとして、国際法上の要件と国内法上の要件との2つを満たさなければならないとされている点も注目される⁽³³⁾。これらが重疊的に適用されることが適切に指摘されるとともに、国際法上の要件について、個別的自衛権の場合と異なり「他国に対する武力攻撃を排除する……ための必要最小限度」でなければならないことが明確にされているのである⁽³⁴⁾。

こうした必要性および均衡性要件は、政府によれば自衛隊法第88条第2項および改正武力攻撃事態対処法第3条第4項に規定されているとされるが⁽³⁵⁾、とりわけ「他国に対する武力攻撃を排除する……ための必要最小限度」でなければならないという点において明確とは言えない。自衛隊法第88条第2項は、自衛隊の防衛出動時の武力行使について、従来より、「〔防衛出動時の〕武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合であってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない」と規定し、改正武力攻撃事態対処法は、存立危機事態に対する対処措置として存立危機事態武力攻撃を「排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使」等を定め（改正第2条第8号ハ(1)）、そうした武力の行使は「事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」⁽³⁶⁾と規定した（改正第3条第4項）。しかし、これらは個別的自衛権の場合と集団的自衛権の場合とを区別するものではなく、後者の場合には「他国に対する武力攻撃を排除する

……ための必要最小限度」にとどまらなければならないことは、これらの規定に読み込まれるとはいえず、法文上は明らかではないのである。

(3) 援助要請要件

援助要請要件については、法文上直接は触れられていないが、自衛隊法第88条第2項に読み込まれるというのが政府の立場である。

新安保法制案の審議において中谷元防衛大臣は、「国際法上、集団的自衛権の行使に当たっては、武力攻撃を受けた国の要請又は同意⁽³⁷⁾があることが当然の前提であり、昨年7月の閣議決定にも明記をされているとおり⁽³⁸⁾、我が国が武力行使を行なうに当たっては国際法を遵守するのは当然でありまして、自衛隊法第88条第2項においても、自衛隊の武力の行使に際しては、国際法の法規及び慣例⁽³⁹⁾によるべき場合にあってはこれを遵守することとされており⁽⁴⁰⁾と述べる。

こうした要件を自衛隊法第88条第2項に読み込むこととし法文に明記しなかった理由については明確ではない。管見の限りで、「こうした国際法を遵守するということが、これは大前提であり、こうした……国際法の原則においては、従来の法制におきましても、……具体的に国際法上の要件を法律のなかに明記していない、こういったケースは多々あると思います⁽⁴¹⁾と指摘されるにとどまり、積極的な理由は示されていない⁽⁴²⁾。

さらには、犠牲国による援助の要請または同意の存在は、「存立危機事態であることの……認定の前提となった事実〔改正武力攻撃事態対処法第9条第2項1号イ〕」として同条第1項で求められる「対処基本方針」に明記する必要があることが強調されているが⁽⁴³⁾、法文上そのことが明記されているわけではない。

(4) 安保理が必要な措置をとるまでの間

自衛権の行使が「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に限られるという点との関連では、集団的自衛権の行使として自衛隊が活動を始めた後で安保理決議が採択されて集団安全保障措置になった場合の位置づけに関心が集中し、その点について政府は、「新三要件を満たしている限り、自衛隊が活動をとめることは〔ない〕⁽⁴⁴⁾ことを明確にしている。

これに対して安保理がいかなる措置をとった場合に自衛権の行使を終了させなければならないかについては、管見の限りで触れられていないように思われる。しかし、安保理決議によって自衛権に基づく措置の終了あるいは制限が命じられれば、先にも触れた安保理決議の拘束力により、日本はそれに従うこととなる⁽⁴⁵⁾。

おわりに

以上確認してきたように、日本政府は、新安保法制の法文およびそれに関する答弁を通じ、集団的自衛権の行使に関する国際法上の制約を遵守する立場を明確に示していると言えよう。

他方で、そうした国際法上の制約の一部について、法文上その位置づけが必ずしも明らかとは言い難いものがあることも先に触れたとおりである。援助要請要件については明確に、自衛隊法第88条第2項の国際法の遵守に関する一般的な規定に読み込むこととしている。ま

た必要性および均衡性要件についても、個別的自衛権のそれらと集団的自衛権のそれらとで評価基準が異なること、すなわち集団的自衛権の場合には「他国に対する武力攻撃を排除する……ための必要最小限度」とどまらなければならないことは、同じくこの規定に読み込むか、あるいは同項などの「事態に応じ」という文言に読み込むこととなる。

このことはどう評価されるべきであろうか。

そもそも日本政府は、憲法第98条第2項を根拠として、国際慣習法および日本が締結した条約は国内法上の効力を有し、しかもそれらは国内法令に優位するとしている⁽⁴⁶⁾。したがってここで指摘した国際法上の制約については、国内法制に明記されなくとも遵守されなければならないのであり、したがって新安保法制に明記する必要はないとも言う⁽⁴⁷⁾。

もっとも、こうした国際法の一般的位置づけにもかかわらず日本政府は、とりわけ日本が締結した条約を国内で実施するために法律（担保法）を整備してきた。実務上は、どのような条約を締結するにせよ、担保法が完全に整備されていることを確保するように努めてきたとされる（完全担保主義⁽⁴⁸⁾）。

その理由としては、「立法府が制定する法律が日本の国内法体系の大黒柱をなしており、また、法規範としての精緻さ及び一貫性等にかんがみ、条約の内容と法律の内容とが異なる場合には、確認的な意味に留まるものであったとしても、条約による別段の定めがある場合には別である等の規定が関係の法律において明示的に設けられることが望ましい、という考慮に基づく⁽⁴⁹⁾」ものであること、また、担保法を整備することにより、国際法上の義務を、「確立された国内法体系の立体構造にうまくあてはめ、その意味内容をしっかり反映させることにより、義務の着実な実施を確保することができるようになる⁽⁵⁰⁾」ことが挙げられる。こうした理由を念頭に置いた場合、とくに援助要請要件については法文上明記することが望ましかったのではないであろうか⁽⁵¹⁾。

援助要請要件は、国際法上、集団的自衛権の法的性質にかかわる重要な要件であり、現行国際平和協力法⁽⁵²⁾第3条第1号、第6条第1項および第13項にみられるように、自衛隊等の活動にあたって外国国家の同意を条件とする規定はすでに存在する⁽⁵³⁾。また、同じく国際法上の要件である安保理への報告義務については先述のとおり現行武力攻撃事態対処法第18条にも規定されており、その制定の際にもそれが「入念規定であり、国際法上の重要な手続きをなぞって改めて規定したにすぎない⁽⁵⁴⁾」ことが指摘されているが、にもかかわらず規定されたと言うことができる。同法を読めば国際法上の制約についても規定されていること、すなわち援助要請要件が法文に明記されることが、先に挙げた完全担保主義の趣旨とも整合的であり、また国際社会に対して日本の立場を明確に示すことにもなるのであり、少なくともそれを明記しない理由を明らかにすべきだったと考えられよう。

こうした問題があるとはいえ、新安保法制案の審議を通じ、集団的自衛権の行使に関する国際法上の制約は十分に認識され、またそれを遵守する立場が明確に示されていたと言える。今後の運用においてもその立場を維持するとともに、国際社会に対して明確に発信していくことが肝要であろう。

- (1) 阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』、有斐閣、2013年、64ページ。
- (2) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)〈<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anhohosei.pdf>〉。
- (3) 平成26年7月1日閣議決定3(3)。①—⑦の番号は筆者が付記した。
- (4) 『『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の一問一答』〈<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>〉。①②③が第1要件、④と⑤がそれぞれ第2、第3要件を構成する。
- (5) 新安保法制案の審議において法制局長官も、「国際法上の縛りをしっかり踏まえた上での、……憲法上の縛り」に言及する。第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録(以下、「衆・平安特委」)第15号(平成27年6月29日)、10ページ。
- (6) 集団的自衛権の定義についてはその法的性質論を踏まえたうえであらためて論ずるが、当面の定義としては、「一国に対する武力攻撃について、直接に攻撃を受けていない他国も共同して反撃に加わるための法的根拠」(山本草二『国際法(新版)』、有斐閣、1994年、736ページ)と措定される。
- (7) 国連憲章においてはじめて認められた新しい概念とされることが多い(典型的に、高野雄一「地域的安全保障と集団的自衛」『国際法外交雑誌』第55巻2・3・4合併号〔1956年〕、189-192ページ〔同『高野雄一論文集2——集団安保と自衛権』、東信堂、1999年、40-43ページ所収〕)が、集団的自衛権という語が用いられたのは国連憲章においてがはじめてとはいえ、そうした権利自体は戦争違法化が進展するなかで国際連盟時代にも認められていたと考えられる(森肇志『自衛権の基層——国連憲章に至る歴史的展開』、東京大学出版会、2009年、146-159ページ参照)。
- (8) *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Judgment of 27 June 1986, para. 193.
- (9) *Ibid.*, para. 176. 後に触れる必要性および均衡性要件は慣習法上の要件とされる。
- (10) 自衛権の発動要件が「武力攻撃の発生」に限られるかにつき、従来個別的自衛権については大きな争いがあった(森、前掲書〔注7〕、4-5ページ)が、集団的自衛権についてはなかったと言ってよい。なお2001年9月11日の米同時多発テロ事件以降、「武力攻撃」について、国家によるものだけでなくテロリスト集団を念頭に非国家行為体によるものも含まれるかという論点に注目が集まった。この点は集団的自衛権についても問題となるが、本稿では扱うことができない。同前〔注7〕、5ページ、小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法〔第2版)』、有斐閣、2010年、405-406ページを参照されたい。
- (11) *Nicaragua Case*, *supra* note 8, para. 199. なお、宣言要件についてはpara. 195を参照せよ。
- (12) ICJが、これらの2つの要件——宣言と援助要請——の慣習法上の存在を十分に論証しているのかについては、とりわけ日本では批判の対象となってきた(浅田正彦編著『国際法〔第2版)』、東信堂、2013年、420ページ、酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』、有斐閣、2011年、539ページ、柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『プラクティス国際法講義〔第2版)』、信山社、2013年、378ページ)。確かにこの点に関するICJの論証は、国家実行を示し、かつそこに法的確信が見出されることを示すという、通常想定される慣習法規の論証方法によるものでない。しかしこの点については、多数意見が、武力不行使原則の確立を論証したうえで、被攻撃国による宣言や援助要請なしに集団的自衛権を行使することを許す慣習法規はないというかたちでそれら要件を導いている点が注目されるべきと考えられる(*Nicaragua Case*, *supra* note 8, paras. 195, 199.)。この点について筆者は、2015年度国際法学会研究大会で報告(「現代国際社会における集団的自衛権」)しており、『国際法外交雑誌』第115巻3号(2016年刊行予定)で詳論する予定である。
- (13) 宣言要件を重視するものとして、根本和幸「国際法上の集団的自衛権における『宣言』・『要請』の法的意義——安保法制懇談会報告書と憲法解釈変更に関する閣議決定の批判的検討」、柳井俊二・

村瀬信也編『国際法の実践——小松一郎大使追悼』、信山社、2015年、92-94、106-107ページを参照せよ。

- (14) 宣言要件は、ニカラグア事件以降のオイル・プラットフォーム事件判決およびコンゴ領軍事活動事件判決では触れられていない。援助の要請がいずれにおいても言及されているのとは対照的である。*Case concerning Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Judgment of 6 November 2003, para. 51; *Case concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda)*, Judgment of 19 December 2005, para. 36.
- (15) 根本も、援助要請要件についても同様の位置づけを与えているものの、宣言要件を「『武力攻撃発生』要件に内在する手続的認定要素」と位置づける（根本、前掲論文〔注13〕、92ページ）。また、援助要請は武力攻撃の発生に関する犠牲国の認識を前提とするものであり、後者は前者のなかに内包されていると考えることもできよう。
- (16) この点についても『国際法外交雑誌』第115巻3号（2016年刊行予定）で詳論する予定である。
- (17) 近年のものとして、浅田、前掲書（注12）、420ページ、酒井ほか、前掲書（注12）、538ページ、柳原ほか、前掲書（注12）、378ページ。これらはいずれも、祖川武夫による三分類（祖川武夫「集団的自衛——いわゆる US Formula の論理的構造と現実的機能」、祖川武夫編『国際政治思想と対外意識』、創文社、1977年、447-459ページ〔祖川武夫著、小田滋・石本泰雄編『祖川武夫論文集：国際法と戦争違法化——その論理構造と歴史性』、信山社、2004年、156-167ページ所収〕）を継承するものである。
- (18) 前者につき D. W. Bowett, *Self-Defence in International Law*, Manchester University Press, 1958, pp. 205-207 を、後者につき L. Oppenheim, *International Law*, Vol. 2 (7th ed.), by H. Lauterpacht, Longmans, Green & Co, 1952, pp. 155-156.
- (19) J. L. Kunz, "Individual and Collective Self-Defense in Article 51 of the Charter of the United Nations," *American Journal of International Law*, Vol. 41 (1947), pp. 875-876.
- (20) L. M. Goodrich et al., *Charter of the United Nations: Commentary and Documents* [3rd ed.], Columbia University Press, 1969, p. 348.
- (21) こうした位置づけがニカラグア事件判決およびそれ以降における ICJ の立場であるとするのが筆者の理解であり（C. Greenwood, "Self-Defence," in R. Wolfrum ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 9, Oxford University Press, 2012, pp. 110-111; A. Randelzhofer & G. Nolte, "Article 51," in B. Simma et al. eds., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Vol. 2 [3rd ed.], Oxford University Press, 2012, p. 1421 を参照せよ）、その根拠は前掲注12で触れた同判決の理解にかかわるが、この点についても『国際法外交雑誌』第115巻3号（2016年刊行予定）で詳論することとしたい。
- (22) 集団的自衛権の法的性質に関する第4の見解ということになる。もっとも、従来の三分類の主張者である祖川自身によって、先に紹介した3つの見解に加えて第4の説として「他国の自衛の支援」説が挙げられていたことは、あらためて注目されるべきであろう（祖川、前掲論文〔注17〕、455ページ〔同、前掲書（注17）、163ページ所収〕、祖川武夫「安保条約の法的構造」『法律時報』第41巻9号〔1969年〕、12ページ〔同、前掲書（注17）、233ページ所収〕）。なお、新安保法制案の審議において岸田外務大臣が、ニカラグア事件判決における集団的自衛権理解について、援助要請要件に注目して、「完全に他国防衛説と一致しているとまでは言い切れない」（第189回衆・平安特委第21号〔平成27年7月14日〕、8ページ）と指摘している点も注目される。
- (23) ICJ は、国連憲章は武力行使の規制に関するすべての範囲をカバーしておらず、第51条自体が「固有の権利」に言及することにより憲章に先行して存在する慣習国際法を参照しているとし、その例として必要性および均衡性要件を挙げる（*Nicaragua Case*, supra note 8, paras. 176, 194）。
- (24) *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion of 8 July 1996, para. 42; *Oil Platforms Case*, supra note 14, para. 76; *Armed Activities Case*, supra note 14, para. 147.

- (25) 森肇志「船舶への攻撃と個別的自衛権——オイル・プラットフォーム事件」、小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選〔第2版〕』、有斐閣、2011年、218-219ページ。
- (26) 必要性要件については、攻撃国と主張されたニカラグアにより支援された反政府武装勢力の攻勢を、被攻撃国とされるエルサルバドル自身によって排除することができたということを根拠として、米国による活動は必要性を欠いていたと判断された。均衡性要件についても、米国の活動と均衡しているか否かが検討されたのは、ニカラグアからエルサルバドルの反政府武装勢力が得た支援の大きさにほかならなかった (*Nicaragua Case*, supra note 8, para. 237)。
- (27) 報告を行わないことの意味について、小寺ほか編、前掲書(注10)、499ページ。
- (28) 浅田、前掲書(注12)、419ページ。
- (29) Randelzhofer & Nolte, “Article 51,” supra note 21, p. 1428.
- (30) 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。改正後の正式名称は「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。ここでは「改正武力攻撃事態対処法」と略称する。
- (31) 第189回衆・平安特委第6号(平成27年6月1日)、19ページ(岸田外務大臣)。
- (32) 第189回衆・本会議第28号(平成27年5月26日)、10ページ(岸田外務大臣)。
- (33) 第189回衆・平安特委第20号(平成27年7月13日)、10ページ(岸田外務大臣)。なお、国際法上の必要性および均衡性要件を政府がどのように理解しているかについては必ずしも明確ではない点が残る。これら要件をめぐる学説対立については、森、前掲論文(注25)、219ページ。
- (34) なお、日本が集団的自衛権を行使できる場合を存立危機事態に限ったことと、「他国の個別的自衛権行使の援助」と理解される集団的自衛権の法的性質との関係についても、『国際法外交雑誌』第115巻3号(2016年刊行予定)で触れることとしたい。
- (35) 第189回衆・平安特委第3号(平成27年5月27日)、25ページ(横島裕介法制局長官)は、これらが新3要件のうちの第3要件(必要最小限度の実力行使)を反映するものであることを指摘する。第3要件が憲法上の要請に加えて国際法上の均衡性要件を意味するものであることは岸田外務大臣によって言及されている(第189回国会衆議院本会議録〔以下、「衆・本会議」〕第28号〔平成27年5月26日〕、10ページ)。他方で国際法上の必要性要件については明確とは言い難い。第3要件に読み込まないのであれば新3要件の第2要件(他に適当な手段がない場合)に読み込むことが考えられるが、横島長官は第2要件についても自衛隊法および武力攻撃事態対処法に規定があるとするが、具体的な条項は指摘されていない(第189回衆・平安特委第3号〔平成27年5月27日〕、24-25ページ〔横島法制局長官〕)。
- (36) この文言は現行武力攻撃事態法第3条第3項にもみられ、それは自衛隊法第88条第2項を参考にしたとされる(田村重信監修、高橋憲一・島田和久著『日本の防衛法制〔第2版〕』、内外出版、2012年、237ページ)。
- (37) 政府はこのように、武力攻撃の犠牲国による援助の要請または同意があればよいとする。援助要請の本質が犠牲国による同意にあることからすれば(Randelzhofer & Nolte, supra note 21, p. 1421)、こうした解釈も受け入れられよう。ただし、管見の限りで、政府は当該国による同意が条約によって事前に与えられているケースを想定しているが(第189回参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録〔以下、「参・平安特委」〕第13号〔平成27年8月26日〕、33ページ〔岸田外務大臣〕)、国際法上は、条約がある場合に限られず、また武力攻撃発生後の同意でも問題ないと考えられる(Randelzhofer & Nolte, supra note 21, p. 1421)。同意は条約によって事前に与えられなければならないとすることが「国際法上の考え方」だとする理由はそこでは示されていない。
- (38) 平成26年7月1日閣議決定3(4)。
- (39) 「国際の法規及び慣例」は用語の通常解釈からすれば武力行使の開始に関する法(*jus ad bellum*)に対比される武力紛争時の法(*jus in bello*)を指すものと考えられ、自衛隊法成立当時もそう理解

されていたと考えられるが（加藤陽三「防衛両法律の主要問題（上）」『警察研究』第25巻7号〔1954年〕、31ページ、高瀬忠雄「防衛庁設置法及び自衛隊法の概要」『警察学論集』第7巻9号〔1954年〕、56ページ）、従来よりそれに限られないとする政府解釈が積み重ねられてきている（第34回国会衆議院予算委員会議録第17号〔昭和35年3月1日〕、6-7ページ〔林修三法制局長官〕、第48回国会参議院予算委員会第二分科会会議録第1号〔昭和40年3月26日〕、27ページ〔麻生茂防衛庁参事官〕）。この点につき、黒崎将広防衛大学校准教授のご教示を得た。記して感謝したい。

- (40) 第189回参・平安特委第12号（平成27年8月25日）、39ページ（中谷防衛大臣）。参・平安特委第5号（平成27年7月30日）、41ページ（中谷防衛大臣）も同様。
- (41) 第189回衆・平安特委第6号（平成27年6月1日）、19ページ（岸田外務大臣）。
- (42) 第189回参・平安特委第13号（平成27年8月26日）、24ページ（岸田外務大臣）も同様。
- (43) 第189回衆・平安特委第6号（平成27年6月1日）、20ページ（安倍晋三総理大臣）、第189回参・平安特委第12号（平成27年8月25日）39ページ（中谷防衛大臣）。
- (44) 第189回衆・本会議録第6号（平成27年2月16日）、13ページ（安倍総理大臣）。
- (45) この点を明確に述べるものとして、加藤、前掲論文（注39）、33ページ。
- (46) 山内一夫編『政府の憲法解釈』、有信堂、1965年、243-244ページ。判例・通説でも受け入れられている（小寺ほか編、前掲書〔注10〕、120-123ページ）。
- (47) 前掲注41、42で取り上げた岸田外務大臣の発言はこの立場に立つものと言えよう。
- (48) 松田誠「実務としての条約締結手続」『新世代法政策学研究』第10巻（2011年）、313ページ。
- (49) 同上。
- (50) 同上、316-317ページ。
- (51) 援助要請要件自体を明記することに加え、対処基本方針に明記すべき内容として例示することも考えられよう。他方で、必要性および均衡性要件については、先に挙げた関連規定が存在することを考慮すれば、集団的自衛権の場合のそれらを含む国際法上の制約としてのそれらの意味につき、より下位の規範において規定することも考えられよう。これらに対し、自衛権の行使が「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に限られるという点については、安保理決議を待って対応すればよいと考えられ、法文に明記する必要性は高くはないと言えよう。
- (52) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律。
- (53) ほかに、現行周辺事態法（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）第7条第4項、現行船舶検査法（周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律）第2条、北朝鮮船舶貨物検査法（国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法）第8条第1項。とくに最後のものについては、同項とならんで第2項で条約の履行および国際慣習法の遵守についても規定しており、一般的な国際法遵守規定とならんで外国国家（ここでは旗国）の同意を必要とすることが明記されている。
- (54) 磯崎陽輔「武力攻撃事態対処法逐条解説（四）」『地方自治』672号（2003年）、57ページ。